

## えひめ家庭教育サポート企業連携事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、家庭教育について、子どもたちを健やかに育てるための活動や制度づくりに積極的に取り組む企業と愛媛県教育委員会が協定し、その企業の取組に対して、愛媛県教育委員会が取組内容を広くPRするとともに、必要な情報提供等を通じて企業の取組の支援を行い、企業と行政が一体となった家庭教育支援の充実と拡がりを目指すことを目的とする。

### (対象企業)

第2条 協定締結の対象となる企業は、主に県内において事業活動を行う企業のうち、企業・従業員を挙げて家庭教育支援に協力いただける企業であって、次に掲げる「具体例」のような取組のうち、3事例以上を実施しているか、又はこれから取組もうとしている企業とする。ただし、支援プログラム「a」（学校へ行こう！）については、複数事例の取組でも「1事例」としてカウントする。又、「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を受けている企業は、当該認証をもって「1事例」としてカウントする。

支援プログラム		具 体 例
a	学校へ行こう！	・従業員に対する学校行事への参加の働きかけや、参加するための休暇が取りやすい職場環境づくりの取組 等
b	家庭教育について学ぼう！	・家庭教育・子育てに関する企業内研修の実施 ・各種子育て講座等への参加に対する支援 等
c	家庭教育支援の啓発の輪を広げよう！	・家庭教育に関する資料を配布して意識の高揚を図る 等
d	子どもに働く姿を見せよう！	・自社見学を実施して大人の働く姿を見せる 等
e	子どもの学びの場を提供しよう！	・子どもと保護者が一緒に参加できるイベント等の開催 ・学校の授業の一環として、愛媛ならではの産業・伝統・文化を体験できる学習の場の提供 ・愛媛の特産品の製造工程等についての出前講座の実施 ・県立図書館の協力図書の利用 等
f	子どものキャリア体験を進めよう！	・子どもたちの活動のために自社施設の開放 ・職場体験やインターンシップの受け入れ 等
g	地域へ出かけよう！	・地域の団体や学校の催し等において自社が取り組む家庭教育に関する支援策を紹介する出前講座の実施 ・地域の清掃活動への参加 等
h	その他、もっとユニークな家庭教育支援に取り組もう！	・社員やその家族を対象にレクリエーションや旅行の実施 ・その他、愛媛の家庭教育支援にかかわるさまざまな取組

### (申込及び協議)

第3条 協定を締結しようとする企業（以下「申込者」という。）は、様式第1号により愛媛県教育委員会へ申込書を提出するものとする。

2 愛媛県教育委員会は、前項の申込みを受けた場合には、申込みのあった取組内容を確認するとともに、協定する内容について申込者と協議するものとする。

### (協定の締結)

第4条 愛媛県教育委員会は、前条の協議の結果、協定締結が適当と判断したときは、様式第2号により申込者と協定を締結するとともに、その旨を公表するものとする。

(協定の期間)

第5条 協定期間は、協定締結の日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日とする。ただし、協定期間の満了日までに協定を締結した企業（以下「協定締結企業」という。）から書面による特段の申出がない場合は、1年間協定の期間を更新するものとし、以後も同様とする。

(取組実施の報告)

第6条 協定締結企業は、愛媛県教育委員会の求めに応じ、協定に基づく取組状況について報告するものとする。

2 愛媛県教育委員会は、前項の規定に基づく報告内容について公表することができる。

(協定の解約等)

第7条 協定は、協定締結企業の申出により解約することができるものとする。ただし、次条の規定に基づき協定を破棄する場合は、この限りでない。

(協定の破棄)

第8条 愛媛県教育委員会は、次に掲げる場合には協定を破棄し、その旨を公表することができるものとする。

(1) 協定締結企業が協定締結の要件を満たすことができなくなった場合

(2) 協定締結企業が協定事項を履行していない、又は協定事項についての取組が不十分であると認めた場合

(3) 上記のほか、協定締結企業の信用失墜行為があったと認めた場合

(協定書の返還)

第9条 前2条の規定により、協定が解約又は破棄された場合は、協定締結企業は、協定書を遅滞なく返還しなければならない。

(所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、愛媛県教育委員会事務局管理部社会教育課において所掌する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は愛媛県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日一部改正）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に締結された協定の協定期間については、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月1日一部改正）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日一部改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。